

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 212 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 212 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 15 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識、並びにステップ 2 及びステップ 4 における購入又は組成した信用減損金融資産(POCI)の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### ステップ 4 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する意見

2. 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設ける事務局の提案に賛同する。
3. 未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合における損益計算書及び貸借対照表への影響に関して、表示のグロス・ネットの問題やモデル全体の統一性という問題は生じるものの、財務諸表利用者に誤解を生じさせる程ではないと考えられるため、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設けることは有用であると考ええる。
4. 現行の税務上、未収期間が 6 か月超の利息収益について益金の額に算入しない取扱いが認められていることから、過大な税負担を回避するために未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設けることは有用であると考ええる。
5. 「貨幣の時間価値の巻戻し」という概念は現行の日本基準において馴染みがないため、これを取り入れる場合には、結論の背景や補足文書などにおいてその考え方を説明することを検討いただきたい。
6. 未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用する場合に、約定金利オプションを適用することを条件とすることを想定しているのか確認したい。

## ステップ2及びステップ4におけるPOCIの取扱いに関する意見

### (ステップ2における取扱い)

#### 購入した信用減損金融資産について

7. 購入した信用減損金融資産に関して、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）と金融商品会計基準等において理論上その取扱いに大きな違いはないものの、IFRS第9号の定めを取り入れるにあたり、実務上の懸念や導入時のインパクトに関して丁寧な説明が必要であると考え。
8. キャッシュ・フローの見積りの変更に関して、現行の日本基準ではキャッシュ・フローを保守的に見積ることが許容されていることについて、会計基準で定めるのか実務上の運用に委ねるのかを検討する必要があると考え。
9. 減損利得を認識する場合の会計処理に関して、比較可能性の観点から会計基準でより詳細に定めるかどうかについて検討する必要があると考え。

#### 組成した信用減損金融資産について

10. 現時点では組成した信用減損金融資産に該当する状況は限定的であると考え、将来組成した信用減損金融資産が生じた場合の影響を踏まえて検討する必要があると考え。
11. 条件変更に関するIFRS第9号の定めを取り入れないとした場合、組成した信用減損金融資産に該当するかどうかの判断が実務上難しいと考えられるため、IFRS第9号の定めを取り入れるのであれば丁寧な説明が必要と考え。
12. 政策的な貸付金についてはPOCIに該当しないと整理し、結論の背景に記載することがよいと考え。
13. 資料第22項の聞かれた意見は、コロナ対応など金融円滑化法の要請の下で信用リスクの高い債務者に対して実行した融資が組成した信用減損金融資産に該当することを前提とした意見ではないという理解でよいか確認したい。

#### 条件変更について

14. ステップ2において条件変更に関するIFRS第9号の定めを取り入れないとする場合、条件変更に伴うPOCIは日本基準において想定されないことを結論の背景に記載することがよいと考え。
15. IFRS第9号において、条件変更により新たに信用減損金融資産を認識する場合に焦点を

当てて POCI の検討が行われたことを踏まえ、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めについても取り入れることが考えられる。

16. ステップ 2 において条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとする場合、条件変更損益を認識することが可能であるか確認したい。

**(ステップ 4 における取扱い)**

17. ステップ 4 では、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けるとする事務局の提案に異論はない。
18. 仮に現行の税務上認められている定額法を適用できない場合には、実務負担が生じると考えられるため、定額法を適用するオプションを設けることは有用であると考ええる。
19. 資料第 14 項の金融商品実務指針の定めは、POCI ではなく購入した債権を対象としたものであるため、当該定めを踏まえて定額法を適用するオプションを設けるとすることに違和感がある。
20. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関では、購入した債権についても現行の実務において引当の割引計算を行っていない場合があると考えられるため、約定金利か実効金利かにかかわらず割引計算を行うことは実務負担が大きいと考える。
21. 債権ごとに約定金利で割り引くことは実務上負担が生じると考えられるため、債務者単位で割り引くなどの簡便的な方法を検討することがよいと考える。

**(その他)**

22. 資料(2)で提案された未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションが POCI にも適用できるのか明確にした方がよいと考える。
23. 資料第 15 項の取得差額の大部分が信用リスクから成る場合の取扱いに関して、金融商品会計に関する Q&A Q38 を引用することがよいと考える。

以 上